

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

上記代理人

平成21年5月3日付け審査請求書により行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

平成21年3月5日付けで[redacted]が審査請求人に対して行った生活保護変更申請却下処分はこれを取り消す。

事 実

[redacted]（以下「処分庁」という。）は、平成21年3月5日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項において準用する同条第1項の規定により、生活保護変更申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年5月3日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

請求人は、生活保護申請前は住居がなく、生活保護を申請するに当たって現住居は確保したが、家具等を全く所有していなかった。処分庁は、請求人に対し家具什器費について十分に説明をせず、また、洗濯機は最低生活に必要なにもかかわらずその費用の支給申請を却下した。

裁 決 の 理 由

1 事実認定

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

(4) [redacted]

(5) [redacted]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(6) [REDACTED]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 生活保護法は、保護が申請に基づいて開始するものであること（法第7条本文）、生活扶助が困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものの範囲内で行われること（法第12条）等を規定する。

イ 生活保護費の支給に関し、法定受託事務の処理に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）が定められている。

ウ 次官通知第7の2では、所定の特別の需要がある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的最低生活費（一時扶助費）を臨時的に認定すると定めている。そして、局長通知第7の2の(6)では、次官通知第7の2を受けて、保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき（同(6)のア）は、次官通知第7の規定により判断した結果、家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、家具什器を支給して差し支えないと定めている。

エ すなわち、日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきであるとされているが、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとされている。

(2) 原処分について

ア これを本件についてみると、一般世帯、生活保護世帯問わず広く普及している電化製品である洗濯機は最低生活に直接必要な家具什器であると認められるところ、請求人は、[REDACTED]において、当該家具什器を持ち合わせていないことから、局長通知第7の2の(6)のアの場合に該当すると認められる。

そして、前記認定事実のとおり、同日から請求人は、[REDACTED]

最低生活に必要な家具什器を必要とする状態になったことが認められる。また、転居時、生活に必要な家具を友人から譲り受け、所持金はなかったという請求人の生活状況に照らせば、毎月支給される保護費からやりくりをして洗濯機を購入するべきとすると、相当長期にわたり洗濯機を購入することができない状態が続くことになるから、本件申請時において、家具什器を支給しなければ最低限度の生活を維持することが困難な状況にあったと認めることができる。

したがって、請求人は、家具什器が支給されなければならない「緊急やむを得ない場合」に該当すると認められる。

イ なお、処分庁は、平成21年6月19日付け弁明書で、請求人から洗濯機を購入に係る事前相談がなく、本件申請がなされる前に既に洗濯機を購入していたことを指摘して、支給基準に該当しない旨主張するが、事前相談がないことや申請前に家具什器を購入することが支給基準の非該当事由として定められておらず、これらを原処分の判断基準とする 것도相当でないから、処分庁の主張は採用できない。

さらに、洗濯機は、保護受給中であっても保有が容認されるものであって、世帯の状況に応じて必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないものであるから、処分庁は、請求人の生活状況に照らして、洗濯機を支給しなければならない必要性及び緊急性を十分検討した上で本件申請について判断するべきであった。

しかしながら、処分庁は、請求人が転居によって家具什器を必要とする状態になったことを認識したにもかかわらず、また、請求人が洗濯機を購入するに至ったやむを得ない理由を確認していながら、コインランドリーの利用が可能であるということを過大に評価し原処分を行っており、前記の必要性及び緊急性が十分に検討されたとは認められない。

以上によれば、原処分は、法、次官通知及び局長通知の適用を誤った点において著しく不当であるから、その余について判断するまでもなく本件審査請求には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年2月9日

北海道知事 高橋 はるみ

